

平成28年10月から、短時間労働者の方にも厚生年金保険の適用が拡大されます

平成28年10月1日から、特定適用事業所※1に勤務する短時間労働者※2の方が、新たに厚生年金保険（1号厚生年金）の適用対象となります。

- 被用者でありながら、厚生年金保険の恩恵を受けられなかった方に、1号厚生年金（民間の厚生年金）が適用されることにより、その期間分の厚生年金を受け取ることができます。
- これまで短時間労働者としてお勤めをしている年金受給者の方は、厚生年金の適用はありませんでしたが、このたびの適用拡大により年金の支給停止の対象となる場合があります。
- ご自身が厚生年金保険の適用対象になるかについては、お勤め先やお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※1 特定適用事業所とは

同一事業主の適用事業所（法人事業所や地方公共団体の場合は法人番号が同じ適用事業所、個人事業所の場合は現在の適用事業所をいいます。）の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6か月以上、500人を超えることが見込まれる事業所のこと。

上記に該当する場合は、短時間労働者の適用拡大の対象となります。

※2 短時間労働者とは

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④の全てに該当する方が適用拡大の対象となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
 - 就業規則、雇用契約書等により、通常の週に勤務すべき時間
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
 - 期間の定めがなく雇用される場合
 - 雇用期間が1年以上である場合
 - 雇用期間が1年未満であり、次のいずれかに該当する場合
 - ・雇用契約書に契約が更新される旨等が明示されている場合
 - ・同様の雇用契約により雇用されたものについて更新等により1年以上雇用された実績がある場合
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること
 - 週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各種手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8万円以上である場合
- ④ 学生ではないこと
 - 生徒又は学生は適用対象外